

排水基準を定める省令等の一部を改正する省令案 参照条文

(参照条文一覧)

○水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)	1
○排水基準を定める省令(昭和四十六年総理府令第三十五号)	1
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)	2
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第百一十一号)	2
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五十一条に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和四十八年総理府令第六号)	4
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)	4
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第百三十三号)	5
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)	6
○南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第六十一号)	7
○南極地域の環境の保護に関する法律施行令(平成九年政令第百四十四号)	7
○南極地域の環境の保護に関する法律施行規則(平成九年総理府令第五十三号)	7

排水基準を定める省令等の一部を改正する省令案 参照条文

○水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号） （抄）

（定義）

第二条 （略）

- 2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。
- 一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質を含むこと。
 - 二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

3 8 （略）

（排水基準）

第三条 排水基準は、排出水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、環境省令で定める。

2 5 （略）

（経過措置）

第二十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

○排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号） （抄）

（排水基準）

第一条 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号。以下「法」という。）第三条第一項の排水基準は、同条第二項の有害物質（以下「有害物質」という。）による排出水の汚染状態については、別表第一の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとし、その他の排出水の汚染状態については、別表第二の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

（検定方法）

第二条 前条に規定する排水基準は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号） （抄）

（船舶からの廃棄物の排出の禁止）

第十条 （略）

2 前項本文の規定は、船舶からの次の各号のいずれかに該当する廃棄物の排出については、適用しない。

一、二 （略）

三 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許若しくは同法第四十二条第一項の承認を受けて埋立てをする場所又は廃棄物の処理場所として設けられる場所に政令で定める排出方法に関する基準に従つてする排出

四〇六 (略)

三〇六 (略)

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一号) (抄)

(埋立場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準)

第五条 廃棄物(次項各号に掲げるものを除く。)を法第十条第二項第四号に規定する場所(以下「埋立場所等」という。)に排出する場合における同号の政令で定める排出方法に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

一 水底土砂で廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理令」という。)別表第三の三第二十五号から第三十一号までに掲げる物質を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。以下「特定水底土砂」という。及び水底土砂で環境大臣が指定する水域から除去されたもののうち熱しやく減量二十パーセント以上の状態であるもの(以下「指定水底土砂」という。))以外の水底土砂、金属くず(自動車(原動機付自転車を含む。))若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部(環境大臣が指定するものを除く。))の破砕に伴つて生じたもの、廃棄物処理令第六条第一項第三号イ(1)に規定する廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であつて不要物であるもの、鉛製の管又は板であつて不要物であるもの及び同号イ(1)に規定する廃容器包装を除く。その他環境大臣が指定する廃棄物をこれらの廃棄物以外の廃棄物が排出されていない埋立場所等に排出する場合においては、当該埋立場所等に廃棄物が海洋に流出しないよう必要な措置が講じられている場合を除き、当該埋立場所等から廃棄物が海洋に流出しないよう必要な措置を講じた上で排出すること。この場合において、海洋に流出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等にある他の廃棄物を含み、特定水底土砂及び指定水底土砂以外の水底土砂を含まないものとする。

二 前号の規定により排出する場合以外の場合においては、当該埋立場所等に廃棄物及び海水が海洋に流出しないよう必要な措置が講じられている場合を除き、当該埋立場所等から廃棄物及び海水が海洋に流出しないよう必要な措置を講じた上で排出すること。

この場合において、海洋に流出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等にある他の廃棄物を含み、海水には、当該埋立場所等に設けられている余水吐きから流出する海水でその水質が環境省令で定める基準に適合しているものを含まないものとする。

三〇十六 (略)

2 次に掲げる廃棄物を埋立場所等に排出する場合における法第十条第二項第四号の政令で定める排出方法に関する基準は、当該埋立場所等に廃棄物及び海水が海岸(第一号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同じ。)に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設が設けられ、当該埋立場所等が当該埋立場所等以外の海域(第一号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同じ。)としや断されている場合を除き、当該埋立場所等から廃棄物及び海水が海洋に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設を設けることにより当該埋立場所等を当該埋立場所等以外の海域としや断した上で排出することとする。この場合において、当該埋立場所等から海洋に流出し、又は浸出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等にある他の廃棄物を含み、海水には、当該埋立場所等に設けられている余水吐きから流出する海水でその水質が環境省令で定める基準に適合しているものを含まないものとする。

一 廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ(1)、(3)及び(5)並びに第六条の五第一項第三号イ(1)、(3)及び(5)に掲

げる廃棄物

二 廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ(2)及び(4)並びに第六条の五第一項第三号イ(2)、(4)及び(6)に掲げる廃棄物

三 廃棄物処理令第六条第一項第三号ヨ及び第六条の五第一項第三号タに規定する廃棄物

四 廃棄物処理令別表第三の三第一号、第二号、第八号から第二十二号まで及び第二十四号に掲げる物質並びにダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。)を含む水底土砂(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

五 廃棄物処理令別表第三の三第三号から第七号まで及び第二十三号に掲げる物質を含む水底土砂(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

3 前項各号に掲げる廃棄物のうち次の表の上欄に掲げるものを埋立場所等に排出する場合における法第十条第二項第四号の政令で定める排出方法に関する基準は、前項に定めるもののほか、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。ただし、当該埋立場所等に余水吐きが設けられていない場合には、同表第一号及び第三号の上欄に掲げる廃棄物についてはそれぞれ同表第一号下欄イ及び同表第三号下欄イに掲げる排出方法に関する基準は、適用しないものとする。

廃棄物

排出方法に関する基準

一 前項第二号に掲げる廃棄物(同項第一号及び第三号に掲げるものを除く。)並びに同項第四号及び第五号に掲げる水底土砂

イ 水面又は水中に排出する場合以外の場合においては、当該廃棄物の一層の厚さは二メートル以下とし、かつ、一層ごとにその表面を当該廃棄物以外の土砂で五十センチメートル(当該土砂の上に当該廃棄物を排出しない場合にあっては、一メートル)以上覆う方法により排出すること。

ロ 当該廃棄物が第一項第九号に規定する廃棄物である場合においては、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。
熱しやく減量十五パーセント以下の状態にして排出すること。

二 廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ(4)及び第六条の五第一項第三号イ(4)に掲げる廃棄物のうち油性廃棄物であるもの(前項第一号及び第三号に掲げるものを除く。)

イ 熱しやく減量十五パーセント以下の状態にして排出すること。
ロ 浮遊しないようにして排出すること。

三 廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ(4)及び第六条の五第一項第三号イ(4)に掲げる廃棄物のうち有機性のもの(前項第一号及び第三号に掲げるものを除く。)

四 前項第三号に掲げる廃棄物

当該廃棄物を環境大臣が定めるところにより固型化して排出すること。

4 前三項の規定による排出方法に関する基準を異にする二以上の廃棄物が混合している場合においては、当該二以上のそれぞれの廃棄物につき、これに係る前三項の規定による基準が適用されるものとする。

5 (略)

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和四十八年総理府令第六号) (抄)

(水底土砂に係る判定基準)

第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。)第五条第一項第一号の環境省令で定める基準は、別表第一第一〇号から第一二二号まで及び第一五号から第一八号までの上欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げるとおりとする。

2、3 (略)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号) (抄)

(許可の基準等)

第八条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしない。

- 一 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 二 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。
- 三 申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 四 申請者が第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

2、7 (略)

(一般廃棄物処理施設の維持管理)

第八条の三 第八条第一項の許可を受けた者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画(当該計画について第九条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に従い、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

(変更の許可等)

第九条 (略)

2、4 (略)

5 第八条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設が一般廃棄物の最終処分場である場合においては、環境省令で定めるところにより、あらかじめ当該最終処分場の状況が環境省令で定める技術上の基準に適合していることについて都道府県知事の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができる。

6 (略)

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出)

第九条の三 (略)

259 (略)

10 第九条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出をした市町村について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第九条の三第七項」と、「当該許可」とあるのは「当該届出」と、同条第四項及び第五項中「当該許可」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

11 (略)

(許可の基準等)

第十五条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしない。

一 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。

二 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

三 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従つて当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四 申請者が第十四条第五項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

255 (略)

(産業廃棄物処理施設の維持管理)

第十五条の二の二 産業廃棄物処理施設の設置者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画(当該計画について第十五条の二の五第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例)

第十五条の二の四 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものをその処理施設において処理する場合において、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その処理施設において処理する一般廃棄物の種類その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出たときは、第八条第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、その処理施設を当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置することができる。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号) (抄)

(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第三条 法第六条の二第二項の規定による一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

一、二 (略)

三 一般廃棄物の埋立処分にあつては、第一号イ(又の規定する場合に於ては、(1)を除く。)及びロの規定の例によるほか、次によること。

イ (略)

ロ 埋立処分場所(以下「埋立地」という。)からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な環境省令で定める設備の設置その他の環境省令で定める措置を講ずること。ただし、公共の水域及び地下水を汚染するおそれがないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。

ハ、ヌ (略)

四、五 (略)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号) (抄)

(令第三条第三号ロの環境省令で定める設備)

第一条の七の三 令第三条第三号ロの規定による環境省令で定める設備は、次のとおりとする。

一、二 (略)

三 保有水等集排水設備により集められた保有水等(水面埋立処分を行う埋立地については、保有水等集排水設備により排出される保有水等。以下同じ。)に係る放流水の水質を一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年総理府・厚生省令第一号。以下「最終処分基準省令」という。)別表第一の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準及びダイオキシシン類対策特別措置法施行規則(平成十一年総理府令第六十七号)別表第二の下欄に定めるダイオキシシン類の許容限度に適合させることができる浸出液処理設備

四 (略)

(令第三条第三号ロの環境省令で定める措置)

第一条の七の四 令第三条第三号ロの規定による環境省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 前条各号に掲げる設備を設けること。ただし、次のイからニまでに掲げる場合における当該イからニまでに定める設備については、この限りでない。

イ、ロ (略)

ハ 保有水等集排水設備により集められた保有水等を貯留するための十分な容量の耐水構造の貯留槽が設けられ、かつ、当該貯留槽に貯留された保有水等が当該埋立地以外の場所に設けられた前条第三号に掲げる浸出液処理設備と同等以上の性能を有する水処理設備で処理される場合 同号に掲げる浸出液処理設備

ニ (略)

二、三 (略)

○南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）（抄）

（南極地域活動計画の確認の基準）

第七条 環境大臣は、申請に係る南極地域活動計画に含まれるすべての南極地域活動が次の要件に該当すると認めるときは、次条及び第九条に規定する手続に従い確認をするものとする。

一五（略）

2（略）

（廃棄物の処分の制限）

第十六条 何人も、南極地域においては、次の各号のいずれかに規定する方法による場合を除き、廃棄物を焼却し、埋め、排出し、若しくは遺棄し、又はその他の方法による廃棄物の処分をしてはならない。

一（略）

二 液状の廃棄物（ふん尿を含むものとし、政令で定めるものを除く。以下この条において「液状廃棄物」という。）であつて、氷床に覆われ、かつ、海岸又は氷棚の先端から内陸の方向に遠く隔たった地域として環境省令で定める地域において発生するもの、当該地域における埋立てによる処分であつて、環境省令で定める埋立ての方法に関する基準に従つてするもの

三五（略）

○南極地域の環境の保護に関する法律施行令（平成九年政令第二百四十四号）（抄）

（海域への排出ができる液状廃棄物）

第四条 法第十六条第三号の政令で定める液状廃棄物は、次に掲げるものとする。

一 人の日常生活に伴つて生ずる液状廃棄物

二 前号に掲げるもののほか、科学的調査、医療又は車両、発電機その他の南極地域における生活に必要な機械の維持若しくは修理に伴つて生ずる液状廃棄物（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）

○南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）（抄）

（海域への排出ができる液状廃棄物の基準）

第二十六条 令第四条第二号の環境省令で定める基準は、別表第八の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準値に適合することとする。

2 前項に規定する基準値は、環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。